

湯河原町指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

湯河原町長

富田 幸宏

湯河原町規則第 9 号

湯河原町指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

湯河原町指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則（平成18年湯河原町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか」を削る。

第2条第1項中「法」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に、「指定地域密着型サービス事業所等指定申請書（様式第1号）」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第2号（一）」に改める。

第3条第1項中「施行規則」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」に、「指定地域密着型サービス事業所等変更届出書（様式第2号）」を「様式告示別紙様式第2号（四）」に、「指定地域密着型サービス事業所等再開届出書（様式第3号）」を「様式告示別紙様式第2号（五）」に改め、同条第2項中「指定地域密着型サービス事業所等廃止・休止届出書（様式第3号の2）」を「様式告示別紙様式第2号（三）」に改める。

第4条中「指定地域密着型サービス事業所等指定更新申請書（様式第4号）」を「様式告示別紙様式第2号（二）」に改める。

第5条中「指定地域密着型サービス事業所等指定辞退届出書（様式第5号）」を「様式告示別紙様式第2号（六）」に改める。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。